



# 鳥取県公報

平成17年10月18日(火)  
号外第160号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例	鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (82) (団体指導課) .....	6
	鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (83) (生産振興課) .....	10
	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (84) (＃) .....	13
	鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (85) (林政課) .....	16
	鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部を改正する条例 (86) (管理課) .....	18
	鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例 (87) (空港港湾課) .....	19
	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (88) (＃) .....	28

### ———公布された条例のあらまし———

#### 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在鳥取県農業協同組合中央会に管理委託している農村総合研修所について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。
- (3) 農村総合研修所の管理は、農業振興をその本来の目的とする団体であって、自ら農村指導者等の研修を行う能力を有する団体に行わせることが望ましいこと等から、公募によらず、知事はその候補者を選定する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度

農村総合研修所...農村指導者等の研修のための利用に供し、もって農業の振興に資するため、倉吉市に設置

##### 2 条例の概要

農村総合研修所の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	農村総合研修所の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の	指定管理者は、知事はその候補者を選定する。(鳥取県農業協同組合中央会を

選定の特例	予定)
(3) 指定管理者の管理の期間	3年間
(4) 開所時間及び休所日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(5) 利用許可	農村総合研修所を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(6) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、入所を拒み、又は退去を命ずることができる。
(7) 措置命令	指定管理者は、農村総合研修所の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(8) 料金	農村総合研修所の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、農村総合研修所の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
(9) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、農村総合研修所の利用料金を減免しなければならない。
(10) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日から施行する。
(11) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講じる。

## 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在財団法人鳥取県観光事業団に管理委託しているとっとり花回廊について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度

とっとり花回廊...県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資するため、西伯郡南部町及び伯耆町に設置

## 2 条例の概要

とっとり花回廊の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	とっとり花回廊の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の管理の期間	5年間
(3) 開園時間及び休園日	指定管理者が知事の承認を得て定める。

(4) 利用許可	とっとり花回廊を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(5) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、入園を拒み、又は退去を命ずることができる。
(6) 措置命令	指定管理者は、とっとり花回廊の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(7) 料金	とっとり花回廊の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、とっとり花回廊の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
(8) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、とっとり花回廊の利用料金を減免しなければならない。
(9) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(10) は、公布の日から施行する。
(10) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講じる。

#### 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

梨に関する総合情報・学習拠点として県が主体的に管理及び運営を行うため、これまで財団法人鳥取県文化振興財団に委託していた鳥取二十世紀梨記念館の施設設備の管理を県が直接行うこととする。

\* 鳥取二十世紀梨記念館...梨に関する産業、歴史及び文化への県民の理解を深めるとともに、観光及び果樹の振興に資するため、倉吉市に設置

##### 2 条例の概要

- (1) 管理の委託を定めた規定を削除する。
- (2) その他利用許可の基準を明示する等所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

#### 鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

(1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在県が直営で管理している公の施設について、指定管理者制度を導入することが可能となった。

(2) 現在県が直営で管理しているとっとり出合いの森について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度

とっとり出合いの森...県民に森林とのふれあいの場を提供し、自然観察、野外活動等を通して森林に対する理解を深めるとともに、広く県民の保健及び休養に資するため、鳥取市に設置

##### 2 条例の概要

とっとり出合いの森（以下「出合いの森」という。）の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	出合いの森の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の管理の期間	3年間
(3) 指定管理者の選定基準	出合いの森を活用し、森林に対する理解を深めるための事業を実施すること、その他別に定める事項
(4) 開園時間及び休園日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(5) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備を損傷する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(6) 措置命令	指定管理者は、出合いの森の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(7) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(8) は、公布の日から施行する。
(8) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講じる。

## 鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

鳥取県建設工事等入札・契約審議会の調査審議の対象に、境港管理組合が発注する建設工事等を加える。

## 2 条例の概要

(1) 鳥取県建設工事等入札・契約審議会の調査審議の対象に、境港管理組合が発注する建設工事等のうち鳥取県内において施行されたもの（鳥取県及び島根県にまたがるものを含む。）に係る次の事項を加える。

ア 建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況に関すること。

イ 建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況に関すること。

(2) 施行期日は、平成17年11月1日とする。

## 鳥取県港湾管理条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

現在県が直営で管理しているボートパークについて、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度

ボートパーク...鳥取港の区域のうち知事が指定する区域内の港湾施設（小型船舶の係留施設及び陸上保管施設並びに駐車場、トイレ等の付帯施設）

## 2 条例の概要

ボートパークの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	ボートパークの施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の	3年間

管理の期間	
(3) 開場時間及び休場日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(4) 利用許可	ボートパークのうちマリーナ港区に隣接する棧橋以外の棧橋、マリーナ港区に隣接する棧橋及びマリーナ港区内の陸上保管施設（以下「特定施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(5) 措置命令	指定管理者は、ボートパークの適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(6) 料金	特定施設の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、特定施設の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
(7) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、特定施設の利用料金を減免しなければならない。
(8) 原状回復の義務	利用者は、特定施設の利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消されたときは、自己の負担においてその特定施設を原状に回復しなければならない。
(9) 監督処分	指定管理者は、港湾施設をき損する者等に対して、ボートパークの利用を拒み、又は行為の中止若しくは退去を命ずることができる。
(10) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日から施行する。
(11) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講じる。

## 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 夜間駐機の実施に伴い、鳥取空港の運用時間を延長するとともに、航空機の重量制限についての特例を設けることにより就航可能機種を拡大し、もって鳥取空港の利便性の向上を図る。
- (2) 空港施設の安全性の確保及び一体的な管理運用を図るため、これまで財団法人鳥取県国際交流財団に委託していた国際交流センターの管理を県が直接行うこととする。

## 2 条例の概要

- (1) 鳥取空港の運用時間を午前7時から午後9時30分まで（現行午前7時30分から午後9時30分まで）とする。
- (2) 鳥取空港を利用する航空機の換算単車輪荷重を30トン以下としている重量制限について、その特例を定める。
- (3) 国際交流センターの管理の委託を定めた規定を削除する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、(1)及び(2)は規則で定める日、(3)及び(4)は平成18年4月1日とする。

---

 条 例
 

---

鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第82号

鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 知事は、<u>法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するものに</u>（以下「指定管理者」という。）に、研修所に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>研修所の施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、研修所の管理に関する業務のうち、知事のみ</u>の権限に属する事務を除く業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立農村総合研修所の設置及び<u>その管理に関する事項</u>について定めることを目的とする。</p>

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、研修所の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開所時間及び休所日)

第6条 研修所の開所時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 研修所の休所日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 研修所を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 研修所の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、研修所の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、研修所の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用の許可)

第3条 研修所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第8条 研修所においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 研修所の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、研修所への入所を拒み、又は研修所からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、研修所の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、研修所の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 研修所の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したと

(使用料の徴収)

第4条 研修所の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。



きは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定められた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 略

(使用料の減免)

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第6条 知事は、研修所の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を鳥取県農業協同組合中央会に委託する。

(規則への委任)

第7条 略

別表 (第4条関係)

区 分	金 額
第1研修室	1時間につき 840円
第2研修室	1時間につき 620円
第3研修室	1時間につき 620円
第1演習室	1時間につき 420円
第2演習室	1時間につき 250円
第3演習室	1時間につき 380円
農業情報室	1時間につき 1,030円
会議室	1時間につき 420円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第83号

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、鳥取県立とっとり花回廊（以下「とっとり花回廊」という。）に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) とっとり花回廊の施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、とっとり花回廊の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する業務を除く業務</p> <p><u>(指定管理者の管理の期間)</u></p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>

月1日である場合は、当該日) から5年間とする。  
ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開園時間及び休園日)

第5条 とっとり花回廊の開園時間は、指定管理者が  
あらかじめ知事の承認を得て定める。

2 とっとり花回廊の休園日は、指定管理者があら  
かじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第6条 とっとり花回廊を利用しようとする者は、指  
定管理者の許可を受けなければならない。許可を受  
けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに  
該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」  
という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお  
それがあると認められるとき。

(2) とっとり花回廊の施設設備又は展示物をき損  
し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認  
められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する  
法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げ  
る暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法  
行為を行うおそれがある組織の利益になると認め  
られるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、とっとり花回廊  
の管理上支障があるものとして規則で定める場合  
に該当するとき。

3 指定管理者は、とっとり花回廊の管理上必要があ  
ると認めるときは、利用許可に条件を付することが  
できる。

(行為の制限等)

第7条 とっとり花回廊においては、次の行為をして  
はならない。

(1) とっとり花回廊の施設設備又は展示物をき損  
し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為  
をすること。

(2) 指定管理者の許可を受けないで竹木を伐採し、  
又は植物を採取すること。

(3) 指定管理者の許可を受けないで動物を捕獲し、

(利用の許可)

第3条 鳥取県立とっとり花回廊(以下「とっとり花  
回廊」という。)を利用しようとする者は、規則で  
定めるところにより、知事の許可を受けなければな  
らない。

(行為の制限等)

第4条 とっとり花回廊においては、次の行為をして  
はならない。

(1) とっとり花回廊の施設設備又は展示物を損傷  
し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為  
をすること。

(2) 知事の許可を受けないで竹木を伐採し、又は  
植物を採取すること。

(3) 知事の許可を受けないで動物を捕獲し、又は

又は殺傷すること。

(4)～(7) 略

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、とっとり花回廊への入園を拒み、又はとっとり花回廊からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 指定管理者は、とっとり花回廊の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 前条の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、とっとり花回廊の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第10条 とっとり花回廊の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したと

殺傷すること。

(4)～(7) 略

(8) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、とっとり花回廊の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第5条 知事は、とっとり花回廊の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、とっとり花回廊を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(管理の委託)

第6条 知事は、とっとり花回廊の管理を財団法人鳥取県観光事業団（以下「観光事業団」という。）に委託する。

(利用料金)

第7条 とっとり花回廊の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、観光事業団にその収入として収受させる。

2 利用料金は、観光事業団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当

きは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て  
定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除し  
なければならない。

(規則への委任)

第12条 略

該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第8条 観光事業団は、規則で定めるところにより、  
利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第9条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の前日に改正前の鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第84号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前

## (利用の許可)

第2条 二十世紀梨記念館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をするものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、二十世紀梨記念館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 知事は、二十世紀梨記念館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

## (行為の制限等)

第3条 二十世紀梨記念館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、二十世紀梨記念館への入館を拒み、又は二十世紀梨記念館からの退去を命ずることができる。

## (措置命令)

第4条 知事は、二十世紀梨記念館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第2条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）に

## (利用の許可)

第2条 二十世紀梨記念館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

## (行為の制限等)

第3条 二十世紀梨記念館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、二十世紀梨記念館の利用を拒むことができる。

## (措置命令)

第4条 知事は、二十世紀梨記念館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第2条の規定による許可を受けた者に対し、必要な措置を命ずるこ

対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第5条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分を違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、二十世紀梨記念館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料の徴収)

第6条 二十世紀梨記念館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(権限の委任)

第8条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第9条 略

別表 (第6条関係)

区 分	金 額

とができる。

(管理の委託)

第5条 知事は、二十世紀梨記念館の管理を財団法人鳥取県文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）に委託する。

(利用料金)

第6条 二十世紀梨記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、文化振興財団にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、文化振興財団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。
- 3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第7条 文化振興財団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第8条 略

個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 500円
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第85号

鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例（平成11年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、とっとり出合いの森に係る次に掲げる業務を行わせるものとす</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>



る。

(1) とっとり出合いの森の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、とっとり出合いの森の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第3条の規定による申請があったときは、同条例第4条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。

(1) 指定管理者が、とっとり出合いの森を活用し、森林に対する理解を深めるための事業を実施すること。

(2) その他知事がとっとり出合いの森の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(開園時間及び休園日)

第6条 とっとり出合いの森の開園時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 とっとり出合いの森の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(行為の制限等)

第7条 とっとり出合いの森においては、次の行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 指定管理者の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 指定管理者の許可を受けずに動物を捕獲し、又は殺傷すること。

(4)~(8) 略

(行為の制限等)

第3条 とっとり出合いの森においては、次の行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 知事の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 知事の許可を受けずに動物を捕獲し、又は殺傷すること。

(4)~(8) 略

(9) 指定管理者の許可を受けないで、集会、展示会その他これらに類する催しのためにとっとり出合いの森の全部又は一部の専用利用をすること。

(10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、とっとり出合いの森の利用を拒み、又はとっとり出合いの森からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 指定管理者は、とっとり出合いの森の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、とっとり出合いの森を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(規則への委任)

第9条 略

(9) 集会、展示会その他これらに類する催しのためにとっとり出合いの森の全部又は一部の専用利用をすること。

(10) 略

(11) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、とっとり出合いの森の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第4条 知事は、とっとり出合いの森の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、とっとり出合いの森を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(規則への委任)

第5条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例の規定によりされた行為の制限、措置命令等は、新条例の相当する規定によりされた行為の制限、措置命令等とみなす。

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第86号

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例（平成14年鳥取県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前

(設置)

第1条 県又は境港管理組合（以下「県等」という。）が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約、県が発注する建設工事等の施行に伴う土地の売買契約又は賃貸借契約その他土地の使用に係る契約（以下「用地取得等契約」という。）並びに県が発注する建設工事等の施行及びこれに伴う地上物件の移転又は引渡しにより発生する損失の補償に係る契約（以下「移転補償等契約」という。）に関する透明性及び公正性を確保し、もってその適正な執行を図るため、鳥取県建設工事等入札・契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 県等が発注する建設工事等（境港管理組合が発注するものにあつては、鳥取県内において施行されたもの（鳥取県及び島根県にまたがるものを含む。）に限る。次号において同じ。）の入札及び契約に関する制度及びその運用状況に関すること。
- (2) 県等が発注する建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況に関すること。
- (3) 県が発注する建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関すること。
- (4) 略

(設置)

第1条 県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約、建設工事等の施行に伴う土地の売買契約又は賃貸借契約その他土地の使用に係る契約（以下「用地取得等契約」という。）並びに建設工事等の施行及びこれに伴う地上物件の移転又は引渡しにより発生する損失の補償に係る契約（以下「移転補償等契約」という。）に関する透明性及び公正性を確保し、もってその適正な執行を図るため、鳥取県建設工事等入札・契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況に関すること。
- (2) 建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況に関すること。
- (3) 建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関すること。
- (4) 略

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第87号

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に

対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第2条の4 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、鳥取港の区域のうち知事が指定する区域内の港湾施設（以下「ポートパーク」という。）に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(1) ポートパークの施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、ポートパークの管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</u></p> <p><u>(指定管理者の管理の期間)</u></p> <p><u>第2条の5 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p> <p><u>(開場時間及び休場日)</u></p> <p><u>第2条の6 ポートパークの開場時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p> <p><u>2 ポートパークの休場日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p> <p><u>(使用等の許可)</u></p> <p><u>第3条 港湾施設の使用（ポートパークの利用を除く。）をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。</u></p>	<p><u>(使用等の許可)</u></p> <p><u>第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。</u></p>

2 略

3 知事は、第1項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 第9条第1項又は第10条の3の規定により第1項、次項又は第8項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

(2) 略

4 ボートパークのうち次の各号に掲げるもの(以下「特定施設」という。)を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋以外の棧橋

(2) 鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋

(3) 鳥取港のマリーナ港区内の陸上保管施設

5 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 第2項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当すると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、ボートパークの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

6 指定管理者は、特定施設を利用しようとする者が第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用許可をしてはならない。

7 指定管理者は、ボートパークの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

8 第1項の許可又は利用許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設に工作物その他の設備を設置し、又はこれらを変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 略

3 知事は、第1項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 第9条第1項の規定により第1項又は次項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

(2) 略

4 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設に工作物その他の設備を設置し、又はこれらを変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

9 略

(行為の許可)

第3条の2 略

2 略

3 前条第9項の規定は、第1項の場合について準用する。

(使用料等)

第5条 第3条第1項又は第8項の許可を受けた者 (以下「使用者」という。)は、別表第1に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2及び3 略

4 特定施設の利用に係る料金 (以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

5 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

6 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

7 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(目的外使用又は原状変更の禁止)

第6条 使用者及び利用許可を受けた者 (以下「使用者等」という。)は、許可を受けた港湾施設を使用目的以外の用途に供し、又は原状を変更してはならない。

(譲渡又は転貸等の禁止)

第7条 使用者等は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又はその施設を転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは第8項又は第3条の2第1項の許可を取消しし、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。

(1) 第3条第8項、第3条の2第1項又は前3条の規定に違反したとき。

(2) 第3条第9項 (第3条の2第3項において準

5 略

(行為の許可)

第3条の2 略

2 略

3 前条第5項の規定は、第1項の場合について準用する。

(使用料)

第5条 第3条第1項又は第4項の許可を受けた者 (以下「使用者」という。)は、別表第1に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2及び3 略

(目的外使用又は原状変更の禁止)

第6条 使用者は、許可を受けた港湾施設を使用目的以外の用途に供し、又は原状を変更してはならない。

(譲渡又は転貸等の禁止)

第7条 使用者は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又はその施設を転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは第4項又は第3条の2第1項の許可を取消しし、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。

(1) 第3条第4項、第3条の2第1項又は第6条から第8条までの規定に違反したとき。

(2) 第3条第5項 (第3条の2第3項において準

用する場合を含む。)の規定による許可条件に違反したとき。

(3)~(5) 略

2 略

(公益上の必要による許可の取消し等)

第10条 略

2 知事は、港湾修築事業その他の港湾の工事の施行又は港湾の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、指定管理者に対し、利用許可を取り消し、又は利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対して必要な措置を命ずるよう命令することができる。

3 指定管理者は、前項の命令を受けたときは、利用許可を取り消し、又は利用者に対して必要な措置を命じなければならない。

4 第1項又は前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(措置命令)

第10条の2 指定管理者は、前条第3項に定める場合のほか、ボートパークの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条の3 指定管理者は、第10条第3項に定める場合のほか、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 第10条第3項又は前条の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、ボートパークの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(原状回復の義務)

用する場合を含む。)の規定による許可条件に違反したとき。

(3)~(5) 略

2 略

(公益上の必要による許可の取消し等)

第10条 略

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(原状回復の義務)

第11条 使用者等は、港湾施設の使用を終了したとき又は第9条、第10条若しくは前条の規定により使用の許可若しくは利用許可を取り消されたときは、自己の負担においてその港湾施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事（特定施設にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者等は、前項の規定により港湾施設を原状に回復したときは、その旨を知事に届け出て、知事の検査を受けなければならない。

(監督処分)

第11条の2 略

2 略

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 略

(2) 第3条第8項の許可を受けないで同項の設備を設置し、又は変更した者

(3) 略

(4) 利用許可を受けないで、特定施設を利用した者

4 指定管理者は、禁止行為をしようとする者又は禁止行為をした者に対し、ボートパークの利用を拒み、又は禁止行為の中止、ボートパークからの退去その他必要な措置を命ずることができる。

5 指定管理者は、第3項各号のいずれかに該当する者に対し、ボートパークにおける許可を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができる。

(占用料及び土砂採取料)

第12条 略

2 別表第2の1の区分の欄に掲げる港湾施設を占有する物件（以下「占有物件」という。）の所在地が地方自治法第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占有物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占有物件の占用料は、同表の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、徴収するものとする。

第11条 使用者は、港湾施設の使用を終了したとき又は前2条の規定により使用の許可を取り消されたときは、自己の負担においてその港湾施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者は、前項の規定により港湾施設を原状に回復したときは、その旨を知事に届け出て、知事の検査を受けなければならない。

(監督処分)

第11条の2 略

2 略

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 略

(2) 第3条第4項の許可を受けないで同項の設備を設置し、又は変更した者

(3) 略

(占用料及び土砂採取料)

第12条 略

2 別表第2の1の区分の欄に掲げる港湾施設を占有する物件（以下「占有物件」という。）の所在地が地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占有物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占有物件の占用料は、同表の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、徴収するものとする。



3～5 略

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第9項の規定による許可条件に違反して使用した者
- (2) 第3条の2第3項において準用する第3条第9項の規定による許可条件に違反して第3条の2第1項の許可に係る行為を行った者
- (3) 略
- (4) 第11条の2第1項から第5項までの規定による知事又は指定管理者の命令に従わない者

(権限の委任)

第16条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第17条 略

別表第1 (第5条関係)

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	区 分	使 用 料	
		単 位	金 額
岸壁及び物揚場	略		
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	略 長さ10メートル以上の船舶を係留するとき。	略 1隻につき1年 180,000円

3～5 略

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第5項の規定による許可条件に違反して使用した者
- (2) 第3条の2第3項において準用する第3条第5項の規定による許可条件に違反して第3条の2第1項の許可に係る行為を行った者
- (3) 略
- (4) 第11条の2第1項から第3項までの規定による知事の命令に従わない者

(委任)

第16条 略

別表第1 (第5条関係)

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	区 分	使 用 料	
		単 位	金 額
岸壁及び物揚場	略		
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	略 長さ10メートル以上の船舶を係留するとき。	略 1隻につき1年 180,000円
ポートパーク	鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋以外の棧橋を使	略 長さ6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月 8,000円
			1隻につき1年 80,000円

	用する場 合	長さが6 メートル 以上8メ ートル未 満の船舶 を係留す る場合	1隻に つき1 月	12,000円	
			1隻に つき1 年	120,000円	
		長さが8 メートル 以上10メ ートル未 満の船舶 を係留す る場合	1隻に つき1 月	15,000円	
			1隻に つき1 年	150,000円	
		長さが10 メートル 以上の船 舶を係留 する場合	1隻に つき1 月	18,000円	
			1隻に つき1 年	180,000円	
		鳥取港の マリーナ 港区に隣 接する棧 橋を使用 する場合	長さが6 メートル 未満の船 舶を係留 する場合	1隻に つき1 月	8,400円
				1隻に つき1 年	84,000円
長さが6 メートル 以上8メ ートル未 満の船舶 を係留す る場合	1隻に つき1 月		12,500円		
	1隻に つき1 年		125,000円		
長さが8 メートル 以上10メ ートル未 満の船舶 を係留す る場合	1隻に つき1 月		15,700円		
	1隻に つき1 年		157,000円		
長さが10 メートル 以上の船 舶	1隻に つき1 月		18,800円		



鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第88号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(運用時間)</p> <p>第3条 空港の運用時間は、<u>午前7時から午後9時30分</u>までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。</p> <p>(重量制限)</p> <p>第5条 前2条の規定により空港の施設を利用する場合の航空機の換算単車輪荷重は、30トン以下でなければならない。<u>ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>知事は、空港の施設が当該航空機の安全な離着陸に耐えることができると認められる場合に限り、第1項ただし書の規定による許可をするものとする。</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第20条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、<u>地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</u></p>	<p>(運用時間)</p> <p>第3条 空港の運用時間は、<u>午前7時30分から午後9時30分</u>までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。</p> <p>(重量制限)</p> <p>第5条 前2条の規定により空港の施設を利用する場合の航空機の換算単車輪荷重は、30トン以下でなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第20条 知事は、<u>国際交流センターの管理を財団法人鳥取県国際交流財団に委託する。</u></p>

### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の改正は、規則で定める日から施行する。